

公益社団法人 東久留米市シルバー人材センター

第13回定時社員総会 招集のご案内

目次

1. 第13回定時社員総会の招集ご通知……P 1
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書……P 2
 - (2) 計算書類等……P 7
 - (3) 監査報告書……P 15
3. 社員総会参考書類
 - 第1号議案 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの計算書類等の承認の件
……………P 16
 - 第2号議案 理事13名選任の件……………P 17
 - 第3号議案 監事 2名選任の件……………P 18
4. その他参考資料……………P 19

1. 招集通知

5 東久シ発第 70 号
令和 5 年 6 月 2 日

会員 各位

公益社団法人
東久留米市シルバー人材センター
代表理事 会長 名 和 卓 良
(印章省略)

第 13 回 定時社員総会の招集ご通知

会員の皆様には、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、公益社団法人東久留米市シルバー人材センターの定時社員総会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、代理人によるご出席の場合は同封の委任状にご署名・押印のうえ、令和 5 年 6 月 29 日（木）の定時社員総会開催時（午後 1 時 30 分）までに到着するようご返送をお願いいたします。

また、書面による議決権行使の場合は、お手数ですが本通知及び添付の社員総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案への賛否をご表示いただき、令和 5 年 6 月 28 日（水）のセンター営業終了時刻（午後 5 時 15 分）までに到着するようにご返送をお願いいたします。

記

1. 日時及び場所

令和 5 年 6 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分
東久留米市立生涯学習センター まろにえホール
東久留米市中央町 2 丁目 6 番 23 号

2. 目的事項

(1) 報告事項

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業報告の件

(2) 決議事項

第 1 号議案 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの計算書類等の承認の件
第 2 号議案 理事 13 名選任の件
第 3 号議案 監事 2 名選任の件

以上

※ 議案及び参考事項は、社員総会参考書類（P16～P26 まで）に記載してあります。

※ 事業報告書・計算書類等・参考書類の内容等について修正が生じた場合には、当センターのホームページ（<https://www.sjc.ne.jp/silver/>）に掲載するとともに、事務局前に掲出してお知らせいたします。

2. 添付書類

(1) 事業報告書

令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

『概況』

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは「人生100年時代」を見据え、就業を通じた地域社会への貢献、高齢者の生きがいや居場所づくりの場として重要な役割を担っています。

政府は令和4年9月に「ウィズコロナに向けた政策の考え方」をとりまとめ、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を打ち出しました。社会的経済活動の正常化が進みつつある中、日本経済は緩やかな持ち直しが続いています。

当センターにおいては、多くの会員が集まる各種会議や懇談会、研修会等については感染防止のため中止といたしました。感染の波を見ながら少しずつ事業活動を再開して参りました。

令和4年度は「会員の拡大」「就業機会の創出」「安全就業」を重要課題とし、役職員一丸となって取り組んでまいりましたが、コロナの影響が続き、会員数・事業実績については前年度より微減、事故発生件数は残念ながら前年度26件に対し32件と、増加となってしまいました。

会員数については、当年度の新規入会会員数が154名、退会会員が164名で、令和4年度の会員数は1,131名(前年度比△0.9%)となりました。年間を通して就業した会員数(請負)は842名(前年度比+2%)、就業率は74.4%です。また、労働者派遣事業への登録会員数は647名、就業会員数は110名(前年度比△25.7%)で就業率は17.0%となりました。

令和4年度の請負事業については、駐輪場関連業務の発注者が市から民間に移行した影響で公共の契約件数は552件(前年度比△7.5%)、契約金額は102,076,594円(前年度比△25.2%)となりました。独自事業を含めた民間の契約件数は4,872件(前年度比+3.4%)、契約金額は323,789,105円(前年度比+10.5%)となり、公共・民間を含めた請負事業全体の契約数は5,424件(前年度比+2.1%)、契約金額は425,865,699円(前年度比△0.8%)となりました。

労働者派遣事業では契約件数は116件(前年度比+10.5%)、契約金額は29,007,125円(前年度比△3.5%)となりました。

請負事業と労働者派遣事業の契約金額を合算すると454,872,824円(前年度比△1.0%)となっています。

センターの課題は山積しておりますが、まずはコロナ前の日常を取り戻し、「生涯現役社会」の実現に向けて歩みを止めることなく事業推進を図って参ります。

以下、令和4年度の事業実施状況を報告します。

『事業実施状況』

- 1 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供(定款 第4条第1号事業)

(1) 普及啓発活動

- ① 会報「シルバーひがしくるめ」を9月と3月に発行、全会員及び市内各所に配布し、センター事業の理解に役立てた。
- ② 2月に総合パンフレット「まるごと情報源」を市内全世帯及び主要な事業所等に配布し、受注拡大と入会促進を図った。
- ③ 東久留米市庁舎内インフォメーションに、センター広告掲載を行った。
- ④ 社会福祉協議会の情報誌「いきいき ち・い・き」(9月発行)に、センター事業案内を掲載した。
- ⑤ 10月に「会員募集チラシ」を市内全世帯に配布した。
- ⑥ 12月に「TOKYO854 くるめラ」に3名がラジオ出演し、事業の普及啓発に努めた。
- ⑦ 東久留米市広報紙の「広報ひがしくるめ」に、随時入会説明会の案内を掲載、会員数の拡大に努めた。
- ⑧ 原則第1・3木曜日(年22回)に情報回覧を発信し、公平・平等な就業機会の提供に努めた。また、センターホームページのタイムリーな更新に努めた。

(2) 就業機会の確保及び提供

- ① 2名の就業开拓員を配置し、東久留米市及び民間企業・関係機関に対し事業のPRや人材に対する情報提供を行った。
- ② 12月に農事就業开拓を目的とした「農作業の説明・体験会」を開催、7名の会員が参加した。
- ③ 1月に東久留米市内の文化財保護活動等について学習する「文化財学習会」を開催、11名の会員が参加した。
- ④ 独自事業の充実を図るため、各種教室(英語、算数・数学、書道教室、シニアのための体操教室)のチラシを作成し、周辺への掲示やセンターホームページ等で案内を行った。

(3) 安全就業の推進

会員の安全管理及び健康維持・安全啓発を目的とした活動を、次のとおり行った。

- ① 6月に少人数で就業現場パトロールを実施した。企業を中心に6か所訪問し、総合評価は全てAであった。また、植木班の就業現場については、班の自主的な安全パトロールを月に1回実施、上部団体に結果を報告した。
- ② 8月に東京しごと財団の安全就業指導員による安全就業パトロールが行われ、安全管理委員長と事務局が対応した。
- ③ 10月及び2月に予定していた自転車運転講習会は、関係機関への協力依頼等準備をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大により実施を見送った。
- ④ 11月に一人就業中の事故を未然に防ぐ為に、仕事別グループリーダーに対し「日頃安全就業の為に心掛けていること」「安全就業の為にセンターへの提案」等のアンケート調査を実施した。
- ⑤ 12月に安全就業標語の募集を行い、33作品の応募があった。入選した6作品については「回覧情報」で会員に周知し、東京しごと財団に推薦した。
- ⑥ 自転車用ヘルメット、空調ウェア、電熱ベスト購入費用の一部助成を実施した。
- ⑦ 9月に東京しごと財団の次長兼シルバー保険事業室長、シルバー保険係長の訪問による聞き取り調査が行われ、安全管理委員会委員長と担当職員が対応した。
- ⑧ 毎月10日を「安全就業の日」とし、安全意識の活性化を図った。

- ⑨ 安全管理責任者講習会を3月中旬に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止とした。
- ⑩ センター入口の傾斜地において、自転車に乗車したまま走行し転倒事故が複数回発生したため、必ず降車するよう「注意書き」をフェンスに掲示した。
- ⑪ 9月に予定していた体力測定会は、新型コロナウイルス感染拡大により実施を中止した。3月に青少年センターで体力測定会を実施、39名が参加した(うち非会員2名)。参加者には瞬間冷却タオルと反射リストバンドを配布した。

2 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施(同上第2号事業)

(1) センター独自研修

- ① 技能向上のための会員講習会
自動車運転講習会(シミュレーター及び認知能力検査、1月開催・48名参加)を実施した。
- ② 新入会員研修(四半期に1回、年4回、延べ58名参加)を実施した。
- ③ 法定教育および安全衛生教育の実践のため、コマツ教習所に委託して刈払機取扱作業安全衛生教育(植木班会員2名、柳泉園構内清掃班会員6名参加)を行った。
- ④ 12月に役員を対象に「インボイス制度について」の研修を実施、制度の概要について理解を深めた。
- ⑤ 年度当初に計画していた仕事別グループリーダー研修・地域班長研修については、新型コロナの影響により実施できなかった。

(2) 第5地域シルバー人材センター主催(※注)

- ① 市民向けイベント
11月に保谷こもれびホールにおいて西東京市シルバー人材センター主催「これからシルバー応援フェスタ」を開催、俳優・タレント 毒蝮三太夫氏を招き「まむし流こころとからだの健康法」をテーマに講演を行い、会員拡大を図った。(44名参加)
- ② 会員向け研修
10月に三鷹産業プラザにおいて「第5地域安全就業推進のつどい」を開催した。東京しごと財団 シルバー保険事業室係長を講師に迎え、①「転倒事故の削減に向けた会員の健康管理の徹底」「一人KY活動」をテーマに講演を行った。(46名参加)
- ③ 職員研修等
ア. 11月に小金井市シルバー人材センター会議室において、業務別担当者会議「公報配布業務」を実施した。(9名参加)
イ. 1月に武蔵野スイングホールにおいて渡辺久美子先生を講師に招き「接遇研修(ビジネスマナー)」を開催した。(18名参加)

(※注) 第5地域シルバー人材センター
三鷹・小平・小金井・東久留米・武蔵野・清瀬・西東京の7市のセンターで構成

(3) 東京しごと財団主催

就業支援講習(植木剪定、刈払機、家事援助、包丁研ぎ、筆耕、接遇研修等)に会員が参加した(延べ20名受講)。

3 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業（同上第3号事業）

(1) ボランティアへの積極的参加

- ① 東久留米市との協定に基づく防犯灯巡回点検（延べ23地域で巡回点検・地域見守り活動を行い、延べ66名の参加。防犯灯の球切れ、故障等の報告なし）
- ② 市立第七小学校 登下校時の児童の見守り（平日・延べ771名参加）
- ③ 落合川・黒目川遊歩道清掃（年4回実施、延べ78名参加）
- ④ まろにえ富士見通り歩道清掃（年3回実施、延べ43名参加）
- ⑤ 下里本邑遺跡公園清掃（年3回・延べ46名参加）
- ⑥ 踏切見守り（年3回・延べ102名参加）
- ⑦ 前沢つばき公園・さつき公園と遊歩道清掃（年8回実施、延べ40名参加）
- ⑧ 東京マラソン祭り観客誘導（3月実施、6名参加）
- ⑨ 使用済み切手・ペットボトルキャップのリサイクル活動（延べ139名参加）
- ⑩ 警視庁田無警察署高齢者交通指導（延べ46名参加）

4 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営（同上第4号事業）

(1) 事業実績の分析・報告

毎月の事業実績の主要指標を、理事会及び情報で全会員に報告した。事業統計の結果を基に、理事会を中心に今後のセンター事業の方向性及び対策を検討した。

(2) 事務所窓口、電話、メール等により、入会希望の高齢者対応及び市民からの受注に関する相談等に応じた。

(3) 原則毎月第3水曜日に入会説明会を行い、センターの基本理念と事業内容を説明し、会員増強を図った。（令和4年度総入会者数…154名（男性73名・女性81名））事前予約制で個別面談を実施、きめ細かい対応を行った。

(4) 未就業会員を対象に就業相談会を行った。（新入会員研修と同日・年4回）

(5) 次年度以降の地域班活動活性化に向け、3月に地域班長に対しアンケート調査を実施した。

5 その他センターの目的を達成するために必要な事業（同上第5号事業）

(1) 管理・運営事項

- ① 第12回定時社員総会（6月29日（水））
- ② 理事会（年11回開催）（他みなし決議2回実施）
- ③ 六役会（年12回開催）
- ④ 専門部会
 - ア．総務部会（年11回）
 - イ．事業部会（年12回）
 - ウ．広報部会（年11回）

- ⑤ 各種委員会
 - ア. 安全管理委員会（年10回）
 - イ. 就業者選考委員会（年22回）
 - ウ. ボランティア委員会（年9回）
 - エ. シルバーひがしくるめ編集委員会（年2回発行・随時開催）
 - オ. 組織活性化委員会（年12回）

(2) 地域班

懇談会は、多くの会員が集まることとなるため自粛することとし、地域班活動補助金の交付は行わなかった。

(3) 仕事別グループ

11～12月に、仕事別グループ（全49グループ）を7班に分けリーダー会議を行い、就業上のトラブル事例を基に、接遇や安全対策について議論した。

グループ毎の会議についてはガイドラインを設け、開催を希望するグループに対し活動補助金を交付、14グループが実施した。

(4) 東久留米市議会厚生委員との懇談会

1月に成美教育文化会館において東久留米市議会厚生委員（8名）との懇談会を行い、センターの現況報告と課題について理解を求めた。

(5) 新春のつどいの開催

1月に成美教育文化会館において感染防止対策を講じながら「新春のつどい」を実施、来賓7名を含む64名が参加した。

(6) 組織活性化事業

センター事業への参画を促すとともに、会員相互の交流を活発にし、定着を図るために以下の事業を実施した。

- ① 春の散策会「横浜周辺&中華街」（4月開催・19名参加）
- ② 夏のシルバー祭（7月開催で準備を進めるも、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- ③ 秋の散策会「国営昭和記念公園&立川防災館」（11月開催・34名参加、うち非会員3名）

(2) 計算書類

1. 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	182,905	244,435	△ 61,530
預金	24,245,628	33,301,452	△ 9,055,824
未収金	32,054,673	31,141,488	913,185
貸倒引当金	△ 196,175	△ 186,831	△ 9,344
	31,858,498	30,954,657	903,841
立替金	77,080	2,037	75,043
前払金	39,600	39,600	0
流動資産合計	56,403,711	64,542,181	△ 8,138,470
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
減価償却引当資産	11,966,869	11,621,798	345,071
財政運営資金積立資産	51,000,000	51,000,000	0
建設資金積立資産	7,500,000	7,500,000	0
退職給付引当資産	13,894,449	10,787,699	3,106,750
特定資産合計	84,361,318	80,909,497	3,451,821
(2) その他固定資産			
建物	3,530,199	3,530,199	0
建物減価償却累計額	△ 3,530,194	△ 3,530,194	0
	5	5	0
建物附属設備	4,438,000	4,438,000	0
建物附属設備減価償却累計額	△ 4,014,171	△ 3,716,825	△ 297,346
	423,829	721,175	△ 297,346
構築物	3,213,500	3,213,500	0
構築物減価償却累計額	△ 3,213,498	△ 3,213,498	0
	2	2	0
什器備品	1,363,545	1,363,545	0
什器備品減価償却累計額	△ 1,209,006	△ 1,161,281	△ 47,725
	154,539	202,264	△ 47,725
保証金	40,000	40,000	0
その他固定資産合計	618,375	963,446	△ 345,071
固定資産合計	84,979,693	81,872,943	3,106,750
資産合計	141,383,404	146,415,124	△ 5,031,720
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	34,883,225	34,786,969	96,256
前受金	513,477	384,174	129,303
預り金	143,838	113,809	30,029
流動負債合計	35,540,540	35,284,952	255,588
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,894,449	10,787,699	3,106,750
固定負債合計	13,894,449	10,787,699	3,106,750
負債合計	49,434,989	46,072,651	3,362,338
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	91,948,415	100,342,473	△ 8,394,058
(うち特定資産への充当額)	(70,466,869)	(70,121,798)	(345,071)
正味財産合計	91,948,415	100,342,473	△ 8,394,058
負債及び正味財産合計	141,383,404	146,415,124	△ 5,031,720

2. 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
特定資産運用益	0	0	0	
特定資産受取利息	0	0	0	
受取会費	2,451,600	2,498,800	△ 47,200	
正会員受取会費	2,449,600	2,496,800	△ 47,200	正会員会費収入
特別会員受取会費	2,000	2,000	0	常務理事会会費収入
賛助会員受取会費	0	0	0	
受託事業収益	424,449,999	427,593,520	△ 3,143,521	
受取配分金	374,680,327	374,626,515	53,812	会員配分金収入
受取材料費等	18,348,260	20,818,147	△ 2,469,887	就業に伴う材料費等収入
受取事務費	31,421,412	32,148,858	△ 727,446	事務費収入
独自事業収益	1,415,700	1,775,820	△ 360,120	英語・数学算数・書道・体操教室等
受取配分金	1,223,328	1,499,845	△ 276,517	会員配分金収入
受取材料費等	103,300	146,220	△ 42,920	就業に伴う材料費等収入
受取事務費	89,072	129,755	△ 40,683	事務費収入
労働者派遣事業等収益	3,324,031	3,419,182	△ 95,151	
労働者派遣事業等収益	3,324,031	3,419,182	△ 95,151	労働者派遣にともなう収益
受取補助金等	46,379,000	44,379,000	2,000,000	
受取連合交付金	17,329,000	15,329,000	2,000,000	国庫補助金
受取市補助金	29,050,000	29,050,000	0	市補助金(東京都含む)
受取寄付金	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	
雑収益	1,512,987	1,453,143	59,844	
受取利息	0	0	0	
雑収益	1,512,987	1,453,143	59,844	帽子代・自動車安全装置助成等
経常収益計	479,533,317	481,119,465	△ 1,586,148	
(2)経常費用				
事業費	475,211,962	470,293,606	4,918,356	事業に係る費用
支払配分金	375,903,655	376,126,360	△ 222,705	会員配分金
支払材料費等	19,417,899	19,370,377	47,522	原材料費、就業に伴う諸経費
職員基本給	22,867,260	22,561,455	305,805	正規職員基本給
職員特別手当	8,371,684	8,211,033	160,651	期末勤勉手当
職員諸手当	5,946,904	3,287,899	2,659,005	地域・扶養・超勤・通勤手当
臨時雇賃金	11,993,989	12,253,591	△ 259,602	準職員賃金
法定福利費	7,650,198	7,415,217	234,981	社会保険料、労働保険料
退職給付費用	5,488,430	3,423,150	2,065,280	退職金積立、企業年金基金
会議費	2,100	0	2,100	諸会議費用
旅費交通費	839,679	821,716	17,963	部会・委員会・各種会議費用弁償・交通費
通信運搬費	1,254,245	1,311,132	△ 56,887	切手代、電話代
消耗品費	606,242	513,803	92,439	事務用品、ボランティア・安全消耗、OA用品等
修繕費	3,740	3,527	213	体温検知器修理
印刷製本費	906,840	665,720	241,120	広報誌・チラシ・まるごと情報源印刷等
燃料費	51,730	102,787	△ 51,057	ガソリン代
光熱水料費	1,225,164	992,387	232,777	電気・水道料金
賃借料	1,862,904	1,564,057	298,847	駐車場、車両・OA・印刷機リース料
保険料	4,553,166	4,416,566	136,600	シルバー保険
諸謝金	0	25,300	△ 25,300	
租税公課	1,814,900	2,082,600	△ 267,700	印紙代、消費税
支払負担金	4,500	13,500	△ 9,000	安全運転管理者講習
組織活動助成費	148,052	0	148,052	仕事別グループ活動補助金
委託費	4,175,629	4,722,328	△ 546,699	OA・セコム・各種会員委託
貸倒引当金繰入額	9,344	26,742	△ 17,398	貸倒引当金繰入
雑費	113,708	382,359	△ 268,651	苦情・トラブル対応費用

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
管理費	12,715,413	12,127,935	587,478	法人の運営に係る費用
職員基本給	1,203,540	1,187,445	16,095	正規職員基本給
職員特別手当	440,615	432,159	8,456	期末勤勉手当
職員諸手当	312,989	173,046	139,943	地域・扶養・超勤・通勤手当
臨時雇賃金	631,263	644,924	△ 13,661	準職員賃金、事務所清掃等賃金
法定福利費	419,635	406,746	12,889	社会保険料、労働保険料
福利厚生費	229,885	215,966	13,919	健康診断、職員互助会費
退職給付費用	291,080	182,322	108,758	退職金積立、企業年金基金
会議費	31,338	32,899	△ 1,561	諸会議費用
旅費交通費	2,092,217	1,926,510	165,707	理事会・地域班長・諸会議費用弁償
通信運搬費	588,965	587,230	1,735	切手代、電話代
減価償却費	345,071	605,607	△ 260,536	減価償却費
消耗品費	1,260,050	1,340,004	△ 79,954	事務局消耗品、トナー代等
修繕費	28,460	52,406	△ 23,946	センター自転車・体温検知器修理
印刷製本費	191,188	259,890	△ 68,702	議案書・封筒印刷代等
燃料費	152,069	136,724	15,345	ガソリン代
光熱水料費	306,300	248,099	58,201	電気・水道料金
賃借料	554,616	469,947	84,669	車両・OA・印刷機リース料
手数料	883,899	380,389	503,510	振込手数料
保険料	302,184	267,202	34,982	火災・役員・サイバー・車両保険等
支払負担金	187,000	187,000	0	全シ協会費、第5地域負担金
委託費	2,240,049	2,351,420	△ 111,371	会計士・ごみ処分・各種会員委託等
雑費	23,000	40,000	△ 17,000	久老連大会祝金、香典
経常費用計	487,927,375	482,421,541	5,505,834	
当期経常増減額	△ 8,394,058	△ 1,302,076	△ 7,091,982	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
リース解約損	0	1,496,440	△ 1,496,440	
リース解約損	0	1,496,440	△ 1,496,440	
経常外費用計	0	1,496,440	△ 1,496,440	
当期経常外増減額	0	△ 1,496,440	1,496,440	
当期一般正味財産増減額	△ 8,394,058	△ 2,798,516	△ 5,595,542	
一般正味財産期首残高	100,342,473	103,140,989	△ 2,798,516	令和3年度決算額
一般正味財産期末残高	91,948,415	100,342,473	△ 8,394,058	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	91,948,415	100,342,473	△ 8,394,058	

3. 正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部 取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0
受取会費	1,224,800	1,226,800	0	2,451,600
正会員受取会費	1,224,800	1,224,800		2,449,600
特別会員受取会費	0	2,000		2,000
受託事業収益	418,733,293	5,716,706	0	424,449,999
受取配分金	374,680,327	0		374,680,327
受取材料費等	18,348,260	0		18,348,260
受取事務費	25,704,706	5,716,706		31,421,412
独自事業収益	1,390,760	24,940	0	1,415,700
受取配分金	1,223,328	0		1,223,328
受取材料費等	103,300	0		103,300
受取事務費	64,132	24,940		89,072
労働者派遣事業等収益	3,324,031	0	0	3,324,031
労働者派遣事業等収益	3,324,031	0		3,324,031
受取補助金等	46,379,000	0	0	46,379,000
受取連合交付金	17,329,000	0		17,329,000
受取市補助金	29,050,000	0		29,050,000
受取寄付金	0	0	0	0
受取寄付金	0	0		0
雑収益	1,458,186	54,801	0	1,512,987
受取利息	0	0		0
雑収益	1,458,186	54,801		1,512,987
経常収益計	472,510,070	7,023,247	0	479,533,317
(2) 経常費用				0
事業費	475,211,962	—	0	475,211,962
支払配分金	375,903,655	—		375,903,655
支払材料費等	19,417,899	—		19,417,899
職員基本給	22,867,260	—		22,867,260
職員特別手当	8,371,684	—		8,371,684
職員諸手当	5,946,904	—		5,946,904
臨時雇賃金	11,993,989	—		11,993,989
法定福利費	7,650,198	—		7,650,198
退職給付費用	5,488,430	—		5,488,430
会議費	2,100	—		2,100
旅費交通費	839,679	—		839,679
通信運搬費	1,254,245	—		1,254,245
消耗品費	606,242	—		606,242
修繕費	3,740	—		3,740
印刷製本費	906,840	—		906,840
燃料費	51,730	—		51,730
光熱水料費	1,225,164	—		1,225,164
賃借料	1,862,904	—		1,862,904
保険料	4,553,166	—		4,553,166
租税公課	1,814,900	—		1,814,900
支払負担金	4,500	—		4,500
組織活動助成費	148,052	—		148,052
委託費	4,175,629	—		4,175,629
貸倒引当金繰入額	9,344	—		9,344
雑費	113,708	—		113,708

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部 取引消去	合 計
管理費	—	12,715,413	0	12,715,413
職員基本給	—	1,203,540		1,203,540
職員特別手当	—	440,615		440,615
職員諸手当	—	312,989		312,989
臨時雇賃金	—	631,263		631,263
法定福利費	—	419,635		419,635
福利厚生費	—	229,885		229,885
退職給付費用	—	291,080		291,080
会議費	—	31,338		31,338
旅費交通費	—	2,092,217		2,092,217
通信運搬費	—	588,965		588,965
減価償却費	—	345,071		345,071
消耗品費	—	1,260,050		1,260,050
修繕費	—	28,460		28,460
印刷製本費	—	191,188		191,188
燃料費	—	152,069		152,069
光熱水料費	—	306,300		306,300
賃借料	—	554,616		554,616
手数料	—	883,899		883,899
保険料	—	302,184		302,184
支払負担金	—	187,000		187,000
委託費	—	2,240,049		2,240,049
雑費	—	23,000		23,000
経常費用計	475,211,962	12,715,413	0	487,927,375
当期経常増減額	△ 2,701,892	△ 5,692,166	0	△ 8,394,058
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,701,892	△ 5,692,166	0	△ 8,394,058
一般正味財産期首残高	94,650,307	5,692,166	0	100,342,473
一般正味財産期末残高	91,948,415	0	0	91,948,415
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	91,948,415	0	0	91,948,415

4. 財務諸表に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物附属設備、構築物及び什器備品・・・定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、期末債権残高に一定率を乗じて算出した金額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
減価償却引当資産	11,621,798	345,071	0	11,966,869
財政運営資金積立資産	51,000,000	0	0	51,000,000
建設資金積立資産	7,500,000	0	0	7,500,000
退職給付引当資産	10,787,699	3,106,750	0	13,894,449
合 計	80,909,497	3,451,821	0	84,361,318

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
減価償却引当資産	11,966,869	(0)	(11,966,869)	—
財政運営資金積立資産	51,000,000	(0)	(51,000,000)	—
建設資金積立資産	7,500,000	(0)	(7,500,000)	—
退職給付引当資産	13,894,449	(0)	(0)	(13,894,449)
合 計	84,361,318	(0)	(70,466,869)	(13,894,449)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
連合交付金	(公財)東京 しごと財団	0	17,329,000	17,329,000	0	—
市補助金	東久留米市	0	29,050,000	29,050,000	0	—
合 計		0	46,379,000	46,379,000	0	—

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職金規程にもとづく退職一時金制度を採用している。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	13,894,449円
②退職給付引当金	13,894,449円

(3) 退職給付費用に関する事項

①退職給付引当金繰入額	3,106,750円
②中小企業退職金共済掛金	1,624,080円
③企業年金基金	1,048,680円
④退職給付費用	5,779,510円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を除いた金額を退職給付引当金に計上している。

5. 附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	186,831	196,175	0	186,831	196,175
退職給付引当金	10,787,699	3,106,750	0	0	13,894,449

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる戻入額である。

6. 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	182,905	
	預金	普通預金他 東和銀行東久留米中央支店 ゆうちょ銀行	運転資金として	24,245,628	
	未収金	事業に対する未収額等	配分金支払用として	0	
	貸倒引当金	事業の未収金に対するもの	受託・独自事業の受託料金等である。 事業の未収金の貸倒れに備えたもの	32,054,673 △196,175	
	立替金	電気代の立替・材料費立替	自動販売機電気代	31,858,498 77,080	
	前払金	施設利用料	次年度定時社員総会施設利用料前払	39,600	
	流動資産合計			56,403,711	
(固定資産)	特定資産	減価償却引当資産	決済用預金 東和銀行東久留米中央支店	減価償却累計額見合の引当資産 として管理している。	11,966,869
		財政運営資金積立資産	決済用預金 東和銀行東久留米中央支店	配分金支払のための運転資金として	51,000,000
		建設資金積立資産	決済用預金 東和銀行東久留米中央支店	施設建設資産として管理している。	7,500,000
		退職給付引当資産	決済用預金 東和銀行東久留米中央支店	職員退職給付引当資産として 管理している。	13,894,449
	その他固定資産	建物	物置4台・センター内部造作 下里4-1-44	公益目的事業の用に供している。	5
		建物附属設備	電気・給排水・空調設備 下里4-1-44	管理運営の用に供している。	423,829
		構築物	金属製塀・駐車場舗装 下里4-1-44	管理運営の用に供している。	2
		什器備品	紙折り機・エアコン・プロジェクター	公益目的事業と管理運営の用に 供している。	154,539
		保証金	AED保証金	公益目的事業の用に供している。 (救急救命の資産として管理している。)	40,000
		固定資産合計			84,979,693
資産合計			141,383,404		
(流動負債)	未払金	事業に対する未払額	公益目的事業に供する備品、配分金 等未払分	34,883,225	
	前受金	事業に対する前受金	発注者からの前受	513,477	
	預り金	職員に対するもの	職員より預っている社会保険料 雇用保険料本人負担分他	143,838	
流動負債合計			35,540,540		
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員5名に対する退職金の支給に 備えたもの	13,894,449	
固定負債合計			13,894,449		
負債合計			49,434,989		
正味財産			91,948,415		

(3) 監査報告書

監 査 報 告 書

令和5年4月27日

公益社団法人東久留米市シルバー人材センター

会 長 名 和 卓 良 殿

公益社団法人 東久留米市シルバー人材センター

監 事 飯 田 優 子 印

監 事 富 澤 義 信 印

私達は、公益社団法人 東久留米市シルバー人材センターの令和4年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査報告

- 一 公益社団法人 東久留米市シルバー人材センターの令和4年度の事業報告は、法令もしくは定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

公益社団法人 東久留米市シルバー人材センターの令和4年度の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

3. 社員総会参考書類

第1号議案

(1) 第1号議案 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの計算書類等の承認の件

① 提案の理由

当法人の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの収支が添付書類のとおりとなりましたことから、法令に則り、社員総会での承認を求めます。

② 計算書類等の内容

(1) 貸借対照表、損益計算書

(2) 財産目録

(3) 附属資料

※計算書類等は添付書類（P7～P14）に記載しているため、参考書類には重ねての記載を省略しております。

第2号議案

理事13名選任の件

【提案理由】

当センターの理事13名のうち12名が、本社員総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、理事13名の選任をお願いするものです。

理事候補者は以下のとおりです。

《会員番号順》 (任期：令和5年6月29日～令和7年定時社員総会終結の時)

番号	氏名	住所(入会年月)	センター組織活動歴等 (主な就業履歴・状況等)	備考
1	さいとう まつえ 齋藤 松衛	滝山一丁目 (平成21年10月)	理事(2期)・事業部会長・安全管理委員 電話催告業務・放課後子供教室等	再任
2	いわぶち たかあき 巖淵 孝昭	本町三丁目 (平成22年2月)	理事(2期)・広報部会・編集委員長 パソコン入力・事務補助業務	再任
3	すがわら ゆういち 菅原 勇一	滝山六丁目 (平成22年3月)	理事(5期)・総務部会・ボランティア委員長 放課後子供教室	再任
4	みつはし 三橋てるよ	前沢三丁目 (平成24年6月)	理事(4期)・事業部会・組織活性化委員長 大学寮管理・パソコン入力	再任
5	いのうえき みこ 井上喜美子	下里二丁目 (平成25年2月)	理事(1期)・総務部会・組織活性化委員 放課後子供教室・南町都営アパート管理	再任
6	なわ たくろう 名和 卓良	幸町三丁目 (平成25年7月)	理事(3期)・会長(2期) 家庭教師	再任
7	おだぎり ただし 小田桐 貞	神宝町一丁目 (平成26年4月)	理事(3期)・広報部会長・安全管理委員長 スポーツセンター受付業務	再任
8	ほりえ かずこ 堀江 和子	幸町四丁目 (平成26年6月)	理事(1期)・広報部会・編集委員 電話催告業務	再任
9	ありた はるこ 有田 治子	柳窪二丁目 (平成27年4月)	久留米西住宅ごみ集積所清掃	新任
10	たむら てつお 田村 哲夫	柳窪二丁目 (平成27年5月)	理事(1期)・事業部会・安全管理委員 放課後子供教室・南町地区センター管理	再任
11	ひかわ みちこ 樋川 道子	南沢二丁目 (平成27年5月)	理事(2期)・総務部会・組織活性化委員 放課後子供教室・南町都営アパート管理	再任
12	みやもと よしあき 宮本 佳明	弥生二丁目 (令和元年9月)	学校施設管理業務	新任
13	こうの みつじ 河野 充次	南町四丁目 (令和4年2月)	青少年センター維持管理業務	新任

※役員履歴・・・1期は最長2年として記載している。

第3号議案

監事2名選任の件

【提案理由】

当センターの監事2名が、本社員総会の終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監事2名の選任をお願いするものです。

監事候補者は以下のとおりです。

《会員番号順》 (任期：令和5年6月29日～令和7年定時社員総会終結の時)

番号	氏名	住所(入会年月)	センター組織活動歴等 (主な就業履歴・状況等)	備考
1	いいた ゆうこ 飯田 優子	下里四丁目 (平成20年10月)	監事(3期) イトーヨーカ堂ネットスーパー	再任
2	とみざわ よしのぶ 富澤 義信	滝山四丁目 (平成27年4月)	監事(2期) 脳の健康教室	再任

※役員履歴・・・1期は最長2年として記載している。

4. その他参考資料

〈資料1〉 会員の状況

会員の状況(令和5年3月31日現在)

正会員 1,131名(男性612名、女性519名)

特別会員 男性 1名

1. 月別入退会者数

(単位:人)

	前月末会員数			当月入会員数			当月退会員数			当月末会員数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
令和4年4月	630	511	1,141	26	23	49	21	16	37	635	518	1,153
5月	635	518	1,153	3	5	8	5	9	14	633	514	1,147
6月	633	514	1,147	6	10	16	6	5	11	633	519	1,152
7月	633	519	1,152	8	3	11	4	3	7	637	519	1,156
8月	637	519	1,156	2	6	8	7	3	10	632	522	1,154
9月	632	522	1,154	6	5	11	9	3	12	629	524	1,153
10月	629	524	1,153	8	13	21	4	3	7	633	534	1,167
11月	633	534	1,167	5	7	12	4	3	7	634	538	1,172
12月	634	538	1,172	2	3	5	3	6	9	633	535	1,168
令和5年1月	633	535	1,168	2	3	5	3	6	9	632	532	1,164
2月	632	532	1,164	5	3	8	5	4	9	632	531	1,163
3月	632	531	1,163	0	0	0	20	12	32	612	519	1,131
合計				73	81	154	91	73	164			

退会理由

(単位:人)

	病気	就職	死亡	転居	希望する仕事なし	就業機会なし	家庭の事情
男性	36	10	7	8	24	5	17
女性	10	13	2	5	9	5	4
合計	46	23	9	13	33	10	21

	会費未納	加齢	他団体への加入	運営への不満	未回答	その他	合計
男性	5	40	0	1	0	11	164
女性	1	17	0	0	0	13	79
合計	6	57	0	1	0	24	243

2. 登録状況・就業状況(男女別・年齢別)

(単位:人, 歳)

		60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	合計	平均年齢	最高年齢
登録会員	男性	0	16	72	194	180	150	612	75.7	93
	女性	2	30	84	179	137	87	519	74.3	89
	計	2	46	156	373	317	237	1,131	75.0	93
就業会員	男性	0	9	46	132	139	113	439	75.7	91
	女性	1	20	55	136	116	75	403	75.1	89
	計	1	29	101	268	255	188	842	75.4	91

- (注) 1. 「登録会員」欄は、令和5年3月31日現在登録中の会員を記入。
 2. 「就業会員」欄は、令和4年度中に一度でも就業した会員の数を記入。
 この場合、同一会員が上記期間中に何度働いても「1人」として計上。
 なお、年度途中で退会した会員についても算入。
 3. 平均年齢は、小数点第一位(小数点第二位を四捨五入)まで求め、
 最高年齢は、令和5年3月31日現在の満年齢とする。

3. 登録状況・就業状況(男女別・第一希望職群別)

(単位:人)

		技術	技能	事務整理	管理	折衝外交	一般作業	サービス	その他	合計
登録会員	男性	112	72	75	191	27	91	39	5	612
	女性	29	8	116	41	45	139	140	1	519
	計	141	80	191	232	72	230	179	6	1,131
就業会員	男性	9	30	5	76	11	55	5	0	191
	女性	8	0	11	9	11	111	40	0	190
	計	17	30	16	85	22	166	45	0	381

(注) 就業会員合計は、入会時の第一希望職群で就業している実会員数。

〈資料2〉 事業実績

総括表

	公 共 事 業	民 間 事 業	合 計
事業件数	552件	4,872件	5,424件
就業実人員	4,655人	16,218人	20,873人
就業延日人員	28,243人	72,195人	100,438人
契約金額	102,076,594円	323,789,105円	425,865,699円
公民比率	24.0%	76.0%	100%
就業実人員	842人		
就業率	74.4%		

1.月別事業実績

区 月 分 別	月 末 会 員 数 (人)	事業 別	受託事 業件数 (件)	就業人員(人)			契約金額(円)			
				実 人 員	延 実 人 員	延 日 人 員	配 分 金	材 料 費 等	事 務 費	合 計
令和4年 4月	1,151	公 共	40		326	2,167	6,954,273	258,254	513,158	7,725,685
		民 間	367		1,057	5,414	22,259,750	729,806	1,718,143	24,707,699
		計	407	655	1,383	7,581	29,214,023	988,060	2,231,301	32,433,384
5月	1,147	公 共	43		422	2,252	7,595,141	24,007	563,401	8,182,549
		民 間	406		1,254	5,603	23,369,173	1,029,340	2,103,351	26,501,864
		計	449	666	1,676	7,855	30,964,314	1,053,347	2,666,752	34,684,413
6月	1,152	公 共	49		600	2,997	8,342,307	146,943	560,582	9,049,832
		民 間	475		1,681	6,323	25,900,161	1,449,572	2,231,499	29,581,232
		計	524	683	2,281	9,320	34,242,468	1,596,515	2,792,081	38,631,064
7月	1,156	公 共	49		441	2,379	7,785,908	1,011,370	652,343	9,449,621
		民 間	421		1,423	5,983	24,644,858	1,452,231	2,305,284	28,402,373
		計	470	688	1,864	8,362	32,430,766	2,463,601	2,957,627	37,851,994
8月	1,154	公 共	43		285	2,017	7,571,942	-65,422	557,400	8,063,920
		民 間	424		1,332	5,879	23,665,695	963,836	2,166,473	26,796,004
		計	467	663	1,617	7,896	31,237,637	898,414	2,723,873	34,859,924
9月	1,153	公 共	46		372	2,345	7,878,470	393,359	609,779	8,881,608
		民 間	440		1,431	5,984	24,473,831	1,288,789	2,043,284	27,805,904
		計	486	684	1,803	8,329	32,352,301	1,682,148	2,653,063	36,687,512
10月	1,167	公 共	45		363	2,370	7,700,638	78,252	574,960	8,353,850
		民 間	452		1,477	6,397	25,611,364	1,330,948	2,044,855	28,987,167
		計	497	710	1,840	8,767	33,312,002	1,409,200	2,619,815	37,341,017
11月	1,172	公 共	44		276	2,041	7,386,572	299,167	575,713	8,261,452
		民 間	442		1,635	6,830	25,110,618	1,387,480	2,174,965	28,673,063
		計	486	707	1,911	8,871	32,497,190	1,686,647	2,750,678	36,934,515
12月	1,168	公 共	45		349	1,978	6,809,854	705,253	553,254	8,068,361
		民 間	432		1,466	6,081	24,973,295	1,280,121	2,058,625	28,312,041
		計	477	695	1,815	8,059	31,783,149	1,985,374	2,611,879	36,380,402
令和5年 1月	1,164	公 共	47		344	2,251	7,125,653	947,226	612,898	8,685,777
		民 間	335		1,287	6,061	22,042,721	814,498	2,002,468	24,859,687
		計	382	681	1,631	8,312	29,168,374	1,761,724	2,615,366	33,545,464
2月	1,163	公 共	50		355	2,237	7,098,604	792,504	592,372	8,483,480
		民 間	343		1,084	5,296	21,108,235	1,046,032	1,991,398	24,145,665
		計	393	675	1,439	7,533	28,206,839	1,838,536	2,583,770	32,629,145
3月	1,131	公 共	51		522	3,209	7,963,766	312,266	594,427	8,870,459
		民 間	335		1,091	6,344	22,530,826	775,728	1,709,852	25,016,406
		計	386	674	1,613	9,553	30,494,592	1,087,994	2,304,279	33,886,865
累 計		公 共	552		4,655	28,243	90,213,128	4,903,179	6,960,287	102,076,594
		民 間	4,872		16,218	72,195	285,690,527	13,548,381	24,550,197	323,789,105
		計	5,424	842	20,873	100,438	375,903,655	18,451,560	31,510,484	425,865,699

(注) 1. 独自事業は民間の受託事業を含む。

2. 実人員は、同一人が1ヶ月以内に数件又は、数日就業しても1人として計上。

3. 延実人員は、同一人が、1ヶ月以内に数件就業したときは、件数に応じた人数を計上。

4. 延日人員は、同一人が、1ヶ月以内に数件就業したときは、件数に応じた日数を計上。

5. 累計欄の実人員は、同一人が1年以内に数件又は、数日就業しても1人として計上。

2. 公共・民間別事業実績

区分 公民別		契約 件数 (件)	就 業 延日人員 (人)	契 約 金 額 (円)				
				配 分 金	材 料 費 等	事 務 費	合 計	割合 (%)
公共事業等		552	28,243	90,213,128	4,903,179	6,960,287	102,076,594	24.0
民間 事業 等	公社公団 一般企業等	2,368	60,382	242,648,565	4,042,640	19,661,269	266,352,474	62.5
	個人・家庭	2,477	11,313	41,818,634	9,402,441	4,799,856	56,020,931	13.2
	独自事業	27	500	1,223,328	103,300	89,072	1,415,700	0.3
	小 計	4,872	72,195	285,690,527	13,548,381	24,550,197	323,789,105	76.0
合 計		5,424	100,438	375,903,655	18,451,560	31,510,484	425,865,699	100.0

(注) 就業延日人員は、同一人が、1ヶ月以内に数件就業したときは、件数に応じた日数を計上。

3. 職群別事業実績

区分 職群別		契約 件数 (件)	就 業 延日人員 (人)	契 約 金 額 (円)				
				配 分 金	材 料 費 等	事 務 費	合 計	割合 (%)
1. 技 術 群		134	1,973	6,201,098	1,018,340	957,078	8,176,516	1.9
2. 技 能 群		1,174	6,761	27,819,958	7,457,489	3,554,366	38,831,813	9.1
3. 事務整理群		82	1,104	6,285,569	271,464	708,349	7,265,382	1.7
4. 管 理 群		524	27,698	129,496,180	1,707,209	9,947,153	141,150,542	33.1
5. 折衝外交群		50	10,375	12,388,188	440,651	911,574	13,740,413	3.3
6. 一般作業群		2,370	45,298	175,491,753	5,564,713	13,936,597	194,993,063	45.8
7. サービス群		1,090	7,229	18,220,909	1,991,694	1,495,367	21,707,970	5.1
8. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0.0
合 計		5,424	100,438	375,903,655	18,451,560	31,510,484	425,865,699	100.0

(注) 就業延日人員は、同一人が、1ヶ月以内に数件就業したときは、件数に応じた日数を計上。

労働者派遣事業実績

総括表(令和5年3月末日現在)

公益財団法人 東京しごと財団 東久留米派遣事業所

	公共事業	民間事業	合計
事業件数	27件	89件	116件
就業延日人員	1,278人	2,723人	4,001人
契約金額	10,330,807円	18,676,318円	29,007,125円
公民比率	35.6 : 64.4		
派遣登録会員数	647人 (男性:348名・女性:299名)		
就業実人員	110人		
就業率	17.0%(累計)		

月別事業実績

区 月 別	事業別	受託事 業件数 (件)	就業人員(人)		契約金額(円)			合 計
			実 人員	延 日 人員	会 員 賃 金	手 数 料 等	うちセンター分 事務委任手数料	
4年 4月	公 共	2		64	471,396	161,671		633,067
	民 間	7		218	1,167,693	321,883		1,489,576
	計	9	22	282	1,639,089	483,554	242,173	2,122,643
5月	公 共	3		56	408,072	120,409		528,481
	民 間	7		225	1,228,002	323,225		1,551,227
	計	10	23	281	1,636,074	443,634	236,556	2,079,708
6月	公 共	3		291	1,558,716	475,113		2,033,829
	民 間	6		221	1,227,972	332,416		1,560,388
	計	9	54	512	2,786,688	807,529	416,783	3,594,217
7月	公 共	3		360	1,822,692	533,246		2,355,938
	民 間	7		211	1,172,337	297,915		1,470,252
	計	10	101	571	2,995,029	831,161	445,232	3,826,190
8月	公 共	2		52	378,924	100,624		479,548
	民 間	8		215	1,213,504	303,637		1,517,141
	計	10	23	267	1,592,428	404,261	227,665	1,996,689
9月	公 共	2		64	466,368	140,406		606,774
	民 間	8		228	1,231,920	317,933		1,549,853
	計	10	24	292	1,698,288	458,339	246,162	2,156,627
10月	公 共	2		64	480,256	144,182		624,438
	民 間	7		229	1,253,574	304,384		1,557,958
	計	9	24	293	1,733,830	448,566	249,111	2,182,396
11月	公 共	2		63	477,936	153,472		631,408
	民 間	7		221	1,221,374	275,618		1,496,992
	計	9	24	284	1,699,310	429,090	242,697	2,128,400
12月	公 共	2		60	450,240	133,912		584,152
	民 間	8		254	1,370,387	381,852		1,752,239
	計	10	24	314	1,820,627	515,764	266,525	2,336,391
5年 1月	公 共	2		64	480,256	134,111		614,367
	民 間	8		223	1,260,179	314,270		1,574,449
	計	10	23	287	1,740,435	448,381	249,538	2,188,816
2月	公 共	2		60	450,240	123,840		574,080
	民 間	8		220	1,218,284	245,322		1,463,606
	計	10	25	280	1,668,524	369,162	232,549	2,037,686
3月	公 共	2		80	600,320	64,405		664,725
	民 間	8		258	1,450,575	242,062		1,692,637
	計	10	24	338	2,050,895	306,467	269,040	2,357,362
累 計	公 共	27		1,278	8,045,416	2,285,391		10,330,807
	民 間	89		2,723	15,015,801	3,660,517		18,676,318
	計	116	110	4,001	23,061,217	5,945,908	3,324,031	29,007,125

(注)1. 派遣登録会員数は、令和5年3月31日現在の登録数。

2. 実人員は、同一人が1ヶ月以内に数件又は、数日就業しても1人として計上。

3. 延日人員は、同一人が、1ヶ月以内に数件就業したときは、件数に応じた日数を計上。

4. 累計欄の実人員は、同一人が1年以内に数件又は、数日就業しても1人として計上。

〈資料3〉 諸会議の開催状況

1. 定時社員総会

開催年月日	内 容
第12回 R4. 6. 29(水) 14:05～14:33 生涯学習センター 1階ホール	(1) 報告事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業報告の件 (2) 決議事項 第1号議案 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの計算書類等の承認の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 理事 1名選任の件 【出席状況】 登録会員数 1,154名 出席会員 862名 (内委任状提出者 719名 議決権行使書提出者 109名)

2. 理 事 会

開催年月日	内 容
第1回 R4. 4. 27(水) 13:30～15:20 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 第12回定時社員総会について ③ 令和3年度事業報告について ④ 事務処理運営要綱の改正について (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告
第2回 R4. 5. 25(水) 13:25～16:00 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 令和3年度事業報告書の承認について ③ 令和3年度計算書類等の承認について ④ 定款の一部変更について ⑤ 理事1名選任について ⑥ 第12回定時社員総会の開催について ⑦ 被表彰者について ⑧ 会員の求償について (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告
第3回 R4. 6. 22(水) 13:25～15:28 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 第12回定時社員総会の開催について (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告

開催年月日	内 容
臨時理事会 R4. 6. 29(水) 14:45～14:55 生涯学習センター 1階和室	(1) 協議事項 ① 常務理事(業務執行理事)の選任について
「決議の省略」 による みなし決議 R4. 7. 27(水)	【提案事項】 第1号議案 新入会員承認の件 第2号議案 決議があったとみなされる日の件
「決議の省略」 による みなし決議 R4. 8. 24(水)	【提案事項】 第1号議案 新入会員承認の件 第2号議案 決議があったとみなされる日の件
第4回 R4. 9. 28(水) 13:30～16:25 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 令和5年度 請負契約における事務費率の変更について ③ 令和4年度 第1回代表理事及び業務執行理事執行状況報告 ④ 規程の改定及び廃止について 「職員就業規則」「職員の採用に関する規程」「準職員就業規則」 「育児・介護休暇等の関する規程」「事務処理運営要綱(廃止)」 ⑤ 令和4年度 仕事別グループリーダー会議の開催について ⑥ 超過勤務手当の未払いについて ⑦ 会員への求償について (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告
第5回 R4. 10. 26(水) 13:30～15:17 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 市議会厚生委員との懇談会について ③ 令和4年度 新春のつどいについて (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告
第6回 R4. 11. 24(水) 13:30～15:55 センター会議室	(1) 協議事項 ① 新入会員の承認について ② 令和5年度 部会・委員会事業計画・予算について ③ 定員管理計画について (2) 報告事項 ① 退会会員報告 ② 事業実績報告 ③ 専門部会報告

開催年月日	内 容
<p>第7回</p> <p>R4. 12. 27(火)</p> <p>13:30～14:43</p> <p>センター会議室</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 新入会員の承認について</p> <p>② 令和5年度 部会・委員会事業計画・予算について</p> <p>③ 新春のつどいについて</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 退会会員報告</p> <p>② 事業実績報告</p> <p>③ 専門部会報告</p> <p>④ 地域班長会議報告</p>
<p>第8回</p> <p>R5. 1. 25(水)</p> <p>13:30～15:42</p> <p>センター会議室</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 新入会員の承認について</p> <p>② 令和5年度 事業計画・予算について</p> <p>③ 職員給与規程の改正について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 退会会員報告</p> <p>② 事業実績報告</p> <p>③ 専門部会報告</p>
<p>第9回</p> <p>R5. 2. 22(水)</p> <p>13:30～15:33</p> <p>センター会議室</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 新入会員の承認について</p> <p>② 令和5年度 事業計画・収支予算について</p> <p>③ 地域班長アンケートの実施について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 退会会員報告</p> <p>② 事業実績報告</p> <p>③ 専門部会報告</p>
<p>第10回</p> <p>R5. 3. 22 (水)</p> <p>13:30～15:17</p> <p>センター会議室</p>	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 新入会員の承認について</p> <p>② 令和4年度 第2回代表理事・業務執行理事事業報告について</p> <p>③ 令和4年度決算における退職給付引当金の積立について</p> <p>④ 令和4年度 資金調達及び設備投資の見込みについて</p> <p>⑤ 令和4年度 役員賠償保険について</p> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告 ・プロジェクトチームの立上げについて <p>(2) 報告事項</p> <p>① 退会会員報告</p> <p>② 事業実績報告</p> <p>③ 専門部会報告</p>

公益社団法人東久留米市シルバー人材センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東久留米市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者
 - ア 東久留米市に居住する、原則として60歳以上の健康な者
 - イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、会長が推薦し理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会が承認をした個人又は団体
(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) センターの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第1号に該当することとなったときは、この限りでない。

- (1) 東久留米市に居住しなくなったとき
- (2) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 正特会員全員の同意があったとき
- (5) 1年以上会費を滞納したとき
- (6) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び規制対象者に該当する者である場合。

(抛出金品の不返還)

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会の運営に関する事項は、法令及び定款の定めによるもののほか、総会議事運営規則によるものとする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を常務理事とする。ただし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、センターの常務を処理する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、会長として通算3期を務めた理事を除き、再任を妨げない。

4 会長の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、通算して3期を超えることはできない。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 センターは、理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の

決議をもって免除することができる。

第6章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べるることができる。
- 3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 センターには、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

- 2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続による。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)

第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記をし、公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の代表理事は、田中 洋及び川口 俊郎とする。
- 4 センターの最初の業務執行理事は、洞雞 三郎とする。

附則

- 1 この定款は、平成24年6月26日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月29日から施行する。

附則

この定款は、令和3年6月29日から施行する。

附則

この定款は、令和4年6月29日から施行する。

就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人東久留米市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事に就業しようとする会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行って合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 就業する会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業する会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努める
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届け出る
- (3) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努める

(守秘義務)

第7条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、「機密事項」とは、発注者、就業先、他の会員等の個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第3章 配分金

(支払いの原則)

第8条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって、金融機関に振り込む方法をもって支払うこと

ができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第9条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回原則として月末締め翌月15日に支払うものとする。ただし、その日が土・日曜・国民の祝日に当たるときは、翌日以後の最も近い平日を支払日とする。

(社会的相当配分の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し社会的に相当な内容のものとする。

第4章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第11条 共同作業を必要とする仕事に就業するときは、会員は第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

- (1) 就業する会員の中からリーダーを互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力する
- (2) 就業する会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力する
- (3) 就業する会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力する
- (4) 就業中の会員が怪我をし、または急病になったときには、共同作業中の会員は協力して応急の措置をとるとともに、リーダー、センターまたは発注者に連絡するなど応急の措置をとる

第5章 傷害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中などにおける傷害事故等については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従う。

第6章 損害保険

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附則

この規約は、昭和56年6月12日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成2年7月2日から施行する。

附則

この規約は、平成8年1月23日から施行する。

附則

この規約は、平成18年9月6日から施行する。

附則

この規約の施行に伴い、従来の配分金規約（昭和56年6月12日決定）は廃止する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

会員の安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人東久留米市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行なうこと
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ安全带等を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業途上時には交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに車両等から見て視認性の高い服装等を着用するなど交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識等を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附則

この基準は、昭和61年11月25日から施行する。

附則

この基準は、平成2年7月2日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

〈会員の安全就業基準第3条〉

安全心得10ヶ条



1

作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。

安全第一



6

作業現場は、常に整理整頓を心がけること。

整理整頓



2

器具類は、使用する前に必ず点検すること。

点検!



7

共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。



3

服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。



8

帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。



4

作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。



9

健康には常に注意し、良好な状態で就業すること。



5

加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。



10

仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。



令和5年度定時社員総会
東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合）理事長挨拶

令和5年度定時社員総会にあたり、ご挨拶申し上げます。

我が国の総人口が減少する中で、65歳以上の人口は、総務省統計局によりますと令和4年9月時点で3627万人となり、総人口に占める割合は過去最高の29.1%となっております。

さらに、令和3年度のデータでは、65歳以上の高齢者のうち909万人が就業しており、就業率は25.1%で、65歳以上の4人に1人は就業していることとなります。

シルバー人材センターは、これまでも自主・自立の組織理念、共働・共助の事業理念を掲げて事業を推進してきました。

また、シルバー人材センターには、地域における働く意欲のある高齢者の就業の受け皿として、幅広いニーズに応えられるよう就業の機会を拡大し、地域における生きがいやコミュニケーションの場として地域社会の活性化にも貢献していくなど、大きな役割が期待されています。特に人手不足業界である介護や保育分野では、女性の活躍がより一層求められています。

令和5年度には新型コロナウイルス感染症は新しいフェーズに入り、これからはウィズコロナの日常が続いていくと考えられます。シルバー人材センターの運営にも引き続き工夫が必要かと認識しております。

令和4年度の東京都シルバー人材センター連合全体の状況を見ますと、各シルバー人材センターの工夫や努力にも拘わらず、会員数はコロナ禍以前のレベルまでは回復しておりません。しかしながら、令和4年度の就業延人員や契約金額は前年度より増加しており、各シルバー人材センターの地道な努力が実を結んだものと感謝申し上げます。

東京都シルバー人材センター連合は、各シルバー人材センターの皆様方と手を携え、インボイス制度の施行への対応などの情報を速やかに提供し、情勢の変化に柔軟に対応しながら引き続き支援をさせていただく所存です。

結びに、人生100年時代を迎え、会員の皆様の心と体と頭の健康維持とともに、関係各位の益々のご健勝と貴シルバー人材センターの一層の発展を心より祈念しまして挨拶いたします。

令和5年6月

公益財団法人東京しごと財団
(東京都シルバー人材センター連合)
理事長 中澤 基行

定時社員総会会場ご案内図



【アクセス】

<東久留米駅西口より>

- 西武バス・錦城高校経由武蔵小金井駅（武21）行きか西団地経由滝山営業所行きで「中央図書館」下車、徒歩2分
- 西武バス・御成橋経由武蔵小金井駅（武12）行きで「神明社」下車、徒歩2分
- 東久留米駅西口から徒歩15分

<花小金井駅・武蔵小金井駅方面より>

- 西武バス・錦城高校経由東久留米駅西口（武21）行きで「中央図書館」下車、徒歩2分
- 西武バス・御成橋経由東久留米駅西口（武12）行きで「中央図書館入口」下車、徒歩2分